

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	目黒区
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	67-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/my-number/system/mynumber_dokuziriyou.html">https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/my-number/system/mynumber_dokuziriyou.html</a>

執行機関名 目黒区長

障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	目黒区児童育成手当条例(昭和46年10月目黒区条例第21号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの(障害手当に限る)
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		目黒区個人番号の利用に関する条例別表 第1の項 目黒区児童育成手当条例(昭和46年10月目黒区条例第21号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第一条	目黒区児童育成手当条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、児童について児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		目黒区児童育成手当条例(昭和46年10月目黒区条例第21号) 目黒区児童育成手当条例施行規則(昭和46年10月目黒区規則30号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	目黒区児童育成手当条例第6条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	児童育成手当(うち障害手当に限る)の受給資格及び手当の額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	目黒区児童育成手当条例施行規則第6条第8号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者に係る道府県民税に関する情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 ロ	目黒区児童育成手当条例施行規則第6条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 2 号	目黒区児童育成手当条例施行規則第12条
②事務の内容	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和五十年厚生省令第三十四号)第五条(同令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	児童育成手当(うち障害手当に限る)の現況の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 2 号	目黒区児童育成手当条例施行規則第12条第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者に係る道府県民税に関する情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者に係る道府県民税に関する情報

事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 3 号	目黒区児童育成手当条例施行規則第13条第1項
②事務の内容	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年法律第三十四号第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出に係る事実についての審査に関する事務	児童育成手当(うち障害手当に限る)の支給要件に関する届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 3 号	目黒区児童育成手当条例第4条第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者に係る道府県民税に関する情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者に係る道府県民税に関する情報

備考	
----	--